

労働条件分科会における今後の議論の進め方（案）

- ・ 労働基準関係法制研究会の報告書においては、
 - ① 労働基準関係法制に共通する総論的課題として、
労働基準法における「労働者」、「事業」、「労使コミュニケーションの在り方」
 - ② 労働時間法制の具体的課題（各労働時間制度）
という柱立てがなされている。
- ・ これを参考に、まずは、このような大括りのテーマ設定をした上で、同研究会報告書に盛り込まれた内容や、
その他の必要な内容について、データも参照しつつ、議論を行うこととしてはどうか。
- ・ その後、今夏を目途に意見を中間的に整理し、その後の進め方について改めて確認することとしてはどうか。
- ・ 年内を目途に議論の取りまとめを目指すこととしてはどうか。

＜上記を踏まえた令和6年度内の進め方（案）＞

- 2月28日（本日） 今後の議論の進め方、労働時間制度等に関する実態調査結果（速報）
3月① 労働基準法における「労働者」及び「事業」
3月② 労働時間制度等に関する実態調査結果（全体）

労働基準関係法制研究会報告書 概要

令和7年1月8日によりまとめられた労働基準関係法制研究会の報告書の内容は以下のとおり。

I はじめに

II 労働基準関係法制に共通する総論的課題

1 労働基準法における「労働者」について

- (1) 現代における「労働者」性の課題
- (2) 労働基準法第9条について
- (3) 昭和60年労働基準法研究会報告について
- (4) 働く人の法的保護との関係
- (5) 今後の研究について
- (6) 家事使用人について

2 労働基準法における「事業」について

3 労使コミュニケーションの在り方について

- (1) 労使コミュニケーションの意義と課題
- (2) 労働組合による労使コミュニケーションについて
- (3) 「過半数代表者」の適正選出と基盤強化について
 - 1 過半数代表者の選出手続について
 - 2 過半数代表者が担う役割及び過半数代表者となった労働者に対する使用者による情報提供や便宜供与
 - 3 過半数代表者への相談支援
 - 4 過半数代表者の人数
 - 5 過半数代表者の任期
 - 6 労働基準法における規定の整備

- (4) 労使協定・労使委員会等の複数事業場での一括手続について
- (5) 労働者個人の意思確認について
- (6) 労働基準関係法制における労使コミュニケーションの目指すべき姿

III 労働時間法制の具体的課題

1 最長労働時間規制

- (1) 時間外・休日労働時間の上限規制
- (2) 企業による労働時間の情報開示
- (3) テレワーク等の柔軟な働き方
- (4) 法定労働時間週44時間の特例措置
- (5) 実労働時間規制が適用されない労働者に対する措置

2 労働からの解放に関する規制

- (1) 休憩
- (2) 休日
- (3) 勤務間インターバル
- (4) つながらない権利
- (5) 年次有給休暇

3 割増賃金規制

- (1) 割増賃金の趣旨・目的等
- (2) 副業・兼業の場合の割増賃金

IV おわりに